

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

保健福祉部 福祉総務課

許認可等の内容		児童福祉施設（児童館）の設置認可
根拠法令等及び条項		児童福祉法第35条第4項、栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例別表第1第18の3
標準処理期間	根拠条項	内規
	設定等年月日	平成28年4月1日設定 平成 年 月 日最終変更
	標準処理期間	30日
審査基準	根拠条項	栃木市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
	参考事項	
	設定等年月日	平成25年4月1日設定 平成 年 月 日最終変更
	<p>【基 準】</p> <p>1 栃木市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例に規定する基準を満たしているときに認可することができる。</p>	